

### 3. 『施設等利用給付認定(新1号)』申請に必要な書類について

☑ 子育てのための施設等利用給付認定申請書 (すべての世帯) . . . . . 子ども1人につき1部

☑ 世帯状況確認書類 ※次のいずれかに該当する世帯のみ . . . . . 世帯につき1部

世帯状況	確認書類
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚の場合は対象外	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出がない場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育を必要とする証明」の提出が必要です。
里親世帯等、児童養護施設へ入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書
令和7年(または令和8年)1月1日時点で豊見城市に住所が無い方	申請書に個人番号(マイナンバー)を記入 ※記入が困難な場合、令和7年又は令和8年若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書を提出

☑ 新2・3号認定を希望する世帯は<保育の必要性>を確認できる書類 . . . 保護者(父母)1部ずつ

保育を必要とする事由	具体的な状況		必要書類	認定可能期間
就 労	就労している場合 (月64時間以上就労していること)	雇用されている方 (会社員、公務員、派遣等)	就労証明書 <sup>㊟</sup> ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復帰日の記載が必要	就労期間中
		自営業 (協力者含む)	就労証明書 <sup>㊟</sup> +以下の①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料 (開業届、営業許可証等) ②直近3カ月の売上が分かる資料 (給与明細、通帳等) ③最新の確定申告書等	
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合		親子健康手帳の分娩予定日記載ページ <sup>㊟</sup> の写し	出産予定月の2ヵ月前～生後3ヵ月に達する月の末日
疾 病 ・ 障がい	保護者が病気や負傷、障がいがある場合	疾 病	診断書(保護者・同居者用) <sup>㊟</sup>	療養期間中
		障がい	以下の①②のいずれかひとつの写し ①身体・精神障害者手帳 ②療育手帳	
介護・看護	疾病・障がいのある親族を常時介護・看護している場合		介護・看護申立書 <sup>㊟</sup> +①～④のいずれか ①診断書 <sup>㊟</sup> ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し ④介護保険被保険者証の写し	介護・看護期間中
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあっている場合		罹災証明書等の被災を確認できる資料	復旧期間中
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 起業準備を行っている場合		求職活動申立書 <sup>㊟</sup>	90日が経った月の月末まで/年度 ※年度をまたぐ場合でも、連続した90日以上の求職は認められません。
就 学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合 (月64時間以上就学していること) ※自動車教習所、習い事等は該当しません		以下の①②のすべて ①在学証明書又は入学許可証等 ②授業日数等が確認できる資料	就学期間中
社会的養護	虐待やDVのおそれがある場合		保育こども園にお問い合わせください。	市長が認める期間中
育児休業	2歳未満の子を家庭保育するため、きょうだい児の保育を必要とする場合。既に施設等利用給付認定を受けている子どもを対象とした事由のため、新規申込での適用はできません。		下記の①②いずれかひとつ ①育児期間記載の就労証明書 <sup>㊟</sup> ②育児休業申立書 <sup>㊟</sup>	育児対象児童が2歳になる月末

※指定様式(㊟)は保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから入手できます。